

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせを実施します。

令和 7 年 12 月 11 日

分任支出負担行為担当官

中国四国管区警察局広島県情報通信部長

河石 勇

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 墜落防止装置等設置工事
- (2) 工 事 概 要 工事場所において墜落防止装置等の設置を行う。
- (3) 工 事 場 所 広島県三原市登町地内
- (4) 契 約 期 間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- (5) 見積書提出方法等 見積書(様式 2)に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。別添記載例を参考に内訳書を併せて提出すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格

以下の(1)又は(2)のどちらかに該当する者であること。

- (1) 令和 7・8 年度の内閣府における建設工事競争参加資格審査において、「鋼構造物」の資格を有する者であること。
- (2) 当部へ見積書を提出したことがある者。

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所及び日時

- (1) 場 所 広島県広島市中区基町 9 番 42 号
中国四国管区警察局広島県情報通信部 通信庶務課 (広島県警察本部 17 階)
問合せ先 電話番号 082-228-0110
- (2) 日 時 令和 7 年 12 月 11 日 8 時 30 分から令和 7 年 12 月 22 日 17 時 15 分まで
- (3) 持参書類 上記 2 (1) 又は (2) を証明する書類の(写)及び別添「秘密の保全に関する誓約書及び秘密の保全に関する特約条項」を両面印刷したものを持参すること。

4 見積書提出場所及び締切日時

- (1) 見積書提出場所 広島県広島市中区基町 9 番 42 号
中国四国管区警察局広島県情報通信部通信庶務課
- (2) 締 切 日 時 令和 7 年 12 月 22 日(金) 17 時 15 分
(見積書受付締切り後、見積合わせを行う)
- (3) 提 出 方 法 見積書に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メール(hiroshima.CGA@npa.go.jp)又は FAX (082-222-9428)にて提出すること。
郵送、電子メール又は FAX にて提出した場合は、提出した旨を 9 の問合せ先に連絡すること。
- (4) そ の 他 見積書に代表者印等の押印を省略した場合は、書類の発行権者名、本件担当者名及び各連絡先を必ず記載すること。
代表者印等を押印した見積書を提出する場合は、書類の発行権者名、本件担当者名及び各連絡先の記載は不要である。

5 支払条件

検査に合格し適法な請求書を受領した後、40 日以内に国庫金の振込払とする。

6 契約書等作成の要否

契約の締結にあたっては、法令で定めるところにより、契約書を作成するものとする。

7 契約保証金の納付

免除とする

8 その他

見積金額は消費税等を乗じた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。

9 問合せ先

中国四国管区警察局広島県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話番号 082-228-0110

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

一 金 ￥

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 墜 落 防 止 装 置 等 設 置 工 事

上記の件について、中国四国管区警察局広島県情報通信部「オープンカウンター方式による見積依頼について」を承諾の上見積りします。

※見積書への押印を省略する場合は、以下の記載を行うこと

	氏名	連絡先
書類の発行権者		
本件担当者		

記載例 1

工事費内訳書

工事名：墜落防止装置等設置工事

名称	数量	金額	備考
1 直接仮設工事	1 式		
2 ○○工事	1 式		
3 ○○工事	1 式		
4 ○○工事	1 式		
5 発生材処理	1 式		
6 直接工事費	1 式		1 ～ 5 の計
うち材料費	1 式		
うち労務費	1 式		
7 共通仮設費	1 式		
8 現場管理費	1 式		
うち建退共制度の掛金	1 式		
工事原価のうち法定福利費の事業主負担額	1 式		
9 一般管理費	1 式		
10 総額（工事価格）	1 式		6 ～ 9 の計
工事原価のうち安全衛生経費	1 式		

- ※1 「日付」、「宛名」、「差出名」、「工事名」は必ず記載すること。
- ※2 本様式の内訳は例示であり、科目別程度の内訳を記載し、工事内容に伴い適宜変更すること。ただし、赤字の内訳については必ず記載すること。
- ※3 仕様書と工事費内訳書の内容に相違があった場合には、契約上の権利義務について仕様書の内容が優先される。

工事費内訳書

工事名：墜落防止装置等設置工事

名称	数量	単位	単価	金額	備考
1 労務費					
〇〇工					
〇〇作業員					
2 材料費					
〇〇費					
3 機器費					
4 直接工事費					1～3の計
5 共通仮設費					
6 現場管理費					
うち建退共制度の掛金					
工事原価のうち法定福利費の事業主負担額					
7 一般管理費					
8 総額（工事価格）					4～7の計
工事原価のうち安全衛生経費					

- ※1 「日付」、「宛名」、「差出名」、「工事名」は必ず記載すること。
- ※2 本様式の内訳は例示であり、工事内容に伴い適宜変更すること。
- ※3 仕様書と工事費内訳書の内容に相違があった場合には、契約上の権利義務について仕様書の内容が優先される。
- ※4 ただし、労務費、材料費と赤字の内訳については必ず記載すること。

別添

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部における「墜落防止装置等設置工事」に係る見積合わせ参加にあたり、秘密に属する仕様書、図面、見積合わせ参加業者及びその他関係資料について、「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び工事従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会社名

職 位

氏 名

印

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 見積書提出業者（以下「乙」という。）は、本業務に係る秘密の保全に
関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなけ
ればならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであつて
も、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得
ず下請負させるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した
書面を添え、発注者（以下、「甲」という。）の許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 甲は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付す
るときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定の
ある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」とい
う。）を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を
供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）につい
て、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはな
らない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供
覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は
特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするとき
は、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の
規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したとき
は、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示
により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に
立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設
に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納し、提出し、
又は廃棄しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長で
きるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を
検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故
が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をと
るとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。